

令和5年度

石川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計決算審査意見書

石川県後期高齢者医療広域連合監査委員



広監第 12号
令和6年8月27日

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 栗 貴章 様

石川県後期高齢者医療広域連合

監 査 委 員 西尾 昭浩



監 査 委 員 西田 時雄



令和5年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計及び
後期高齢者医療特別会計決算の審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類の審査に対する意見書を、別添のとおり提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	決算の審査概要	2
1	総括	2
2	決算規模	2
3	歳入歳出予算の執行状況	3
4	財産の状況	10
第6	審査意見	11

凡 例

- 1 文中及び各表の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「—」……………該当数値のないもの
 - 「△」……………比較により減少したもの

令和5年度 石川県後期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和5年度 石川県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算
- 2 附属書類
令和5年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月27日（火）まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、計数が正確であるか、予算執行及び会計処理が適正であるかなどに主眼を置き、関係書類の照合確認を行うとともに、関係職員から決算についての説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、計数はいずれも証拠書類と符合し正確であり、予算執行及び会計処理は適正なものであると認められた。

なお、決算の審査概要及び審査意見は、次のとおりである。

第5 決算の審査概要

1 総括

令和5年度一般会計及び特別会計の決算収支は、次の表のとおりである。

(注) 特別会計とは、後期高齢者医療制度の事業会計である。

(単位:千円)

区分	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	形式収支額 ③ (①-②)	翌年度へ 繰り越す べき財源 ④	実質収支額 ⑤ (③-④)	令和4年度 実質収支額 ⑥	単年度 収支額 (⑤-⑥)
一般会計	585,178	568,993	16,185	0	16,185	16,642	△457
特別会計	176,293,397	176,293,397	0	0	0	1,530,191	△1,530,191
合 計	176,878,575	176,862,390	16,185	0	16,185	1,546,833	△1,530,648

2 決算規模

令和5年度一般会計の決算額は、歳入5億8,517万8千円(前年度比2,721万9千円)、歳出5億6,899万3千円(同比2,767万6千円)であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1,618万5千円の黒字となっている。

また、特別会計の決算額は、医療費の急増によって歳入不足が生じ、医療給付費準備基金より6億3,572万5千円を繰り入れたため、歳入1,762億9,339万円7千円(同比94億4,850万9千円)、歳出1,762億9,339万7千円(同比109億7,869万9千円)と同額となり、形式収支は0円である。

(単位:千円・%)

会計区分	年度区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B)-(C)
			決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	
一般会計	R5年度 (ア)	585,170	585,178	100.00	568,993	97.24	16,185
	R4年度 (イ)	557,955	557,959	100.00	541,317	97.02	16,642
	増 減 (ア)-(イ)	27,215	27,219	—	27,676	—	△457
特別会計	R5年度 (ア)	178,291,845	176,293,397	98.88	176,293,397	98.88	0
	R4年度 (イ)	169,149,244	166,844,888	98.64	165,314,698	97.73	1,530,190
	増 減 (ア)-(イ)	9,142,601	9,448,509	—	10,978,699	—	△1,530,190

3 歳入歳出予算の執行状況

(1) 一般会計

ア 歳入の状況

予算現額 5 億 8,517 万円に対して、調定額及び収入済額は、
5 億 8,517 万 8 千円であり調定額に対する収納率は 100%となっている。
款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	568,495	568,495	568,495	100.00	0	0
4 財 産 収 入	1	1	1	100.00	0	0
6 繰 越 金	16,643	16,642	16,642	100.00	0	0
7 諸 収 入	31	40	40	100.00	0	0
合 計	585,170	585,178	585,178	100.00	0	0

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R5年度	R4年度	増減額	増減率
1 分 担 金 及 び 負 担 金	568,495	536,620	31,875	5.94
4 財 産 収 入	1	1	0	0.00
6 繰 越 金	16,642	21,312	△4,670	△21.91
7 諸 収 入	40	26	14	53.85
合 計	585,178	557,959	27,219	4.88

(歳入の主な内容)

1 款 分担金及び負担金 5 億 6,849 万 5 千円 (前年度比 3,187 万 5 千円) は、
広域連合の運営のための共通経費に係る各市町の負担金である。

4 款 財産収入 1 千円 (前年度と同額) は、財政調整基金の預金利子である。

6 款 繰越金 1,664 万 2 千円 (同比△467 万円) は、前年度からの純繰越金で
ある。

7 款 諸収入 4 万円 (同比 1 万 4 千円) は、預金利子等である。

イ 歳出の状況

予算現額5億8,517万円に対し、支出済額は5億6,899万3千円であり、歳出予算の不用額は1,617万7千円となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 議会費	979	795	—	184	81.21
2 総務費	186,408	182,760	—	3,648	98.04
3 民生費	397,283	385,438	—	11,845	97.02
4 予備費	500	0	—	500	0.00
合計	585,170	568,993	—	16,177	97.24

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決算額		比較	
	R5年度	R4年度	増減額	増減率
1 議会費	795	774	21	2.71
2 総務費	182,760	180,551	2,209	1.22
3 民生費	385,438	359,992	25,446	7.07
4 予備費	0	0	0	—
合計	568,993	541,317	27,676	5.11

(歳出の主な内容)

1 款 議会費 79 万 5 千円(前年度比 2 万 1 千円)は、議員報酬や会場借上料等である。

2 款 総務費 1 億 8,276 万円(同比 220 万 9 千円)の内訳は、派遣職員人件費負担金 1 億 3,606 万 7 千円(同比 471 万円)、新聞広告業務委託料 629 万円(同比 297 万 1 千円)、財政調整積立金 1,664 万 3 千円(同比△467 万円)のほか、任期付一般職員給与や光熱水費や庁舎等使用料が主なものである。

3 款 民生費 3 億 8,543 万 8 千円(同比 2,544 万 6 千円)は、特別会計への事務費繰出金である。

(2) 特別会計

ア 歳入の状況

予算現額 1,782 億 9,184 万 5 千円に対して、調定額は 1,762 億 9,855 万円、収入済額は 1,762 億 9,339 万 7 千円であり、調定額に対する収納率は四捨五入の結果 100.00%となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

なお、9 款 諸収入において、医療費等返納金（自己負担割合修正等によるもの）の滞納による収入未済額が 499 万円、時効や相続人不存在等による不納欠損額が 16 万 3 千円生じている。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 市町支出金	31,304,092	31,363,081	31,363,081	100.00	0	0
2 国庫支出金	57,255,717	57,595,200	57,595,200	100.00	0	0
3 県支出金	14,862,137	14,834,620	14,834,620	100.00	0	0
4 支払基金交付金	71,366,786	69,411,609	69,411,609	100.00	0	0
5 特別高額医療費 共同事業交付金	40,965	78,763	78,763	100.00	0	0
6 財産収入	955	954	954	100.00	0	0
7 繰入金	1,708,219	1,232,099	1,232,099	100.00	0	0
8 繰越金	1,530,191	1,530,191	1,530,191	100.00	0	0
9 諸収入	222,783	252,033	246,880	97.96	163	4,990
合計	178,291,845	176,298,550	176,293,397	100.00	163	4,990

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R5年度	R4年度	増減額	増減率
1 市 町 支 出 金	31,363,081	29,847,163	1,515,918	5.08
2 国 庫 支 出 金	57,595,200	55,059,514	2,535,686	4.61
3 県 支 出 金	14,834,620	13,729,491	1,105,129	8.05
4 支 払 基 金 交 付 金	69,411,609	64,370,780	5,040,829	7.83
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	78,763	43,772	34,991	79.94
6 財 産 収 入	954	974	△20	△ 2.05
7 繰 入 金	1,232,099	359,992	872,107	242.26
8 繰 越 金	1,530,191	3,007,726	△1,477,535	△ 49.12
9 諸 収 入	246,880	425,476	△178,596	△ 41.98
合 計	176,293,397	166,844,888	9,448,509	5.66

(歳入の主な内容)

- 1 款 市町支出金 313 億 6,308 万 1 千円(前年度比 15 億 1,591 万 8 千円)は、保険料・療養給付費等負担金及び健康診査補助金である。
- 2 款 国庫支出金 575 億 9,520 万円(同比 25 億 3,568 万 6 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、医療費の一部となる調整交付金及び健康診査補助金等である。
- 3 款 県支出金 148 億 3,462 万円(同比 11 億 512 万 9 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、健康診査補助金である。
- 4 款 支払基金交付金 694 億 1,160 万 9 千円(同比 50 億 4,082 万 9 千円)は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金である。
- 5 款 特別高額医療費共同事業交付金 7,876 万 3 千円(同比 3,499 万 1 千円)は、著しく高額な医療費(レセプト 1 件当たり 400 万円を超えるもの)に対して国保中央会から交付されるものである。
- 6 款 財産収入 95 万 4 千円(同比△2 万円)は、医療給付費準備基金利子である。
- 7 款 繰入金 12 億 3,209 万 9 千円(同比 8 億 7,210 万 7 千円)は、一般会計繰入金、基金繰入金である。
- 8 款 繰越金 15 億 3,019 万 1 千円(同比△14 億 7,753 万 5 千円)は、前年度繰越金である。
- 9 款 諸収入 2 億 4,688 万円(同比△1 億 7,859 万 6 千円)は、延滞金、預金利子、第三者納付金、医療費等返納金、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の返還金である。

イ 歳出の状況

予算現額 1,782 億 9,184 万 5 千円に対し、支出済額は 1,762 億 9,339 万 7 千円で、歳出予算の不用額は 19 億 9,844 万 8 千円となっている。

不用額の多くは 2 款 保険給付費であるが、これは予算額があまりに巨額なため 18 億余りの不用額が発生したものであり、予算規模と執行率から勘案すれば妥当なものと考えられる。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)－(B)	執行率 (B)/(A)
1 総務費	405,297	397,073	－	8,224	97.97
2 保険給付費	175,201,989	173,365,900	－	1,836,089	98.95
3 県財政安定化 基金拠出金	44,939	44,939	－	0	100.00
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	80,379	57,404	－	22,975	71.42
5 保健事業費	709,185	607,284	－	101,901	85.63
6 基金積立金	956	954	－	2	99.79
7 公債費	860	0	－	860	0.00
8 諸支出金	1,844,240	1,819,843	－	24,397	98.68
9 予備費	4,000	0	－	4,000	0.00
合計	178,291,845	176,293,397	－	1,998,448	98.88

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

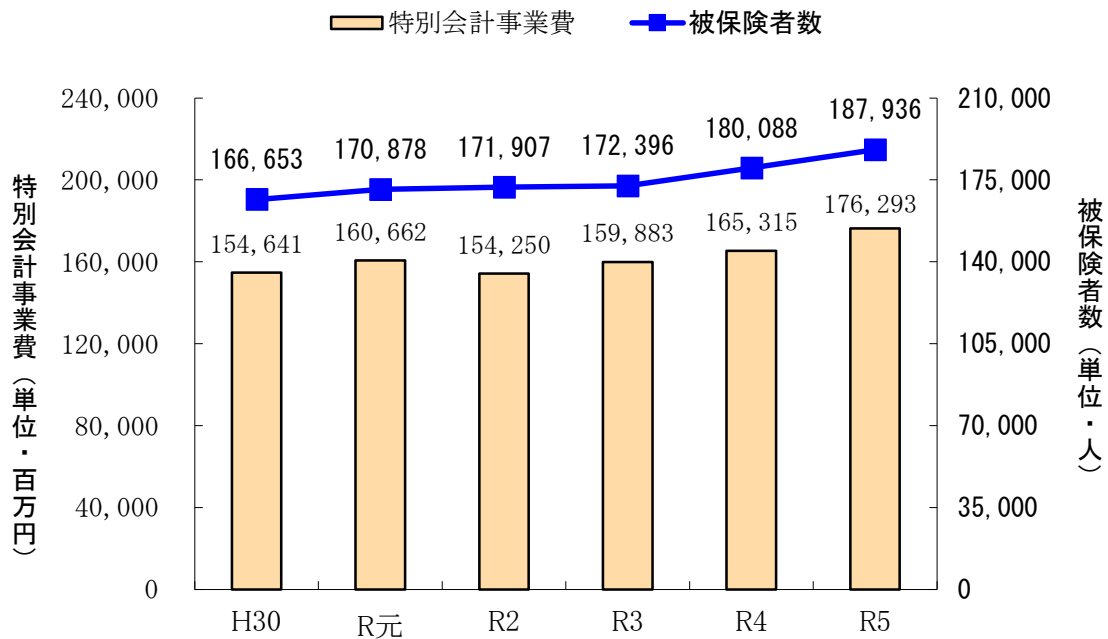
款	決 算 額		比 較	
	R5年度	R4年度	増減額	増減率
1 総 務 費	397,073	469,697	△72,624	△ 15.46
2 保 険 給 付 費	173,365,900	162,218,129	11,147,771	6.87
3 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	44,939	44,939	0	0.00
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	57,404	50,134	7,270	14.50
5 保 健 事 業 費	607,284	542,930	64,354	11.85
6 基 金 積 立 金	954	27,342	△26,388	△ 96.51
7 公 債 費	0	0	0	—
8 諸 支 出 金	1,819,843	1,961,527	△141,684	△ 7.22
9 予 備 費	0	0	0	—
合 計	176,293,397	165,314,698	10,978,699	6.64

(歳出の主な内容)

- 1 款 総務費 3 億 9,707 万 3 千円(前年度比△7,262 万 4 千円)は、電算処理システム管理等の委託料、保険証の作成・郵送料及び市町への補助金等である。
- 2 款 保険給付費 1,733 億 6,590 万円(同比 111 億 4,777 万 1 千円)は、療養給付費、高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等である。
昨年度から大幅な増となったのは、被保険者数の増加に加え、新型コロナウイルスの 5 類引下げによる受診抑制の緩和や、令和 6 年能登半島地震に係る一部負担金猶予対応による医療給付費の増加が要因と考えられる。
- 3 款 県財政安定化基金拠出金 4,493 万 9 千円(同比 0 円)は、県設置基金への拠出金である。
- 4 款 特別高額医療費共同事業拠出金 5,740 万 4 千円(同比 7,270 万円)は、著しく高額な医療費に対応するための事務費及び医療費の拠出金である。
- 5 款 保健事業費 6 億 728 万 4 千円(同比 6,435 万 4 千円)は、健康診査事業の市町への委託料等である。
- 6 款 基金積立金 95 万 4 千円(同比△2,638 万 8 千円)は、医療給付費準備基金の積立金である。
- 7 款 公債費の執行はなかった。
- 8 款 諸支出金 18 億 1,984 万 3 千円(同比△1 億 4,168 万 4 千円)は、主に償還金で、療養給付費市町負担金返還金、医療給付費等国庫負担金返還金及び高額医療費県負担金返還金等である。
- 9 款 予備費の充用はなかった。

ウ 特別会計事業費及び被保険者数の推移

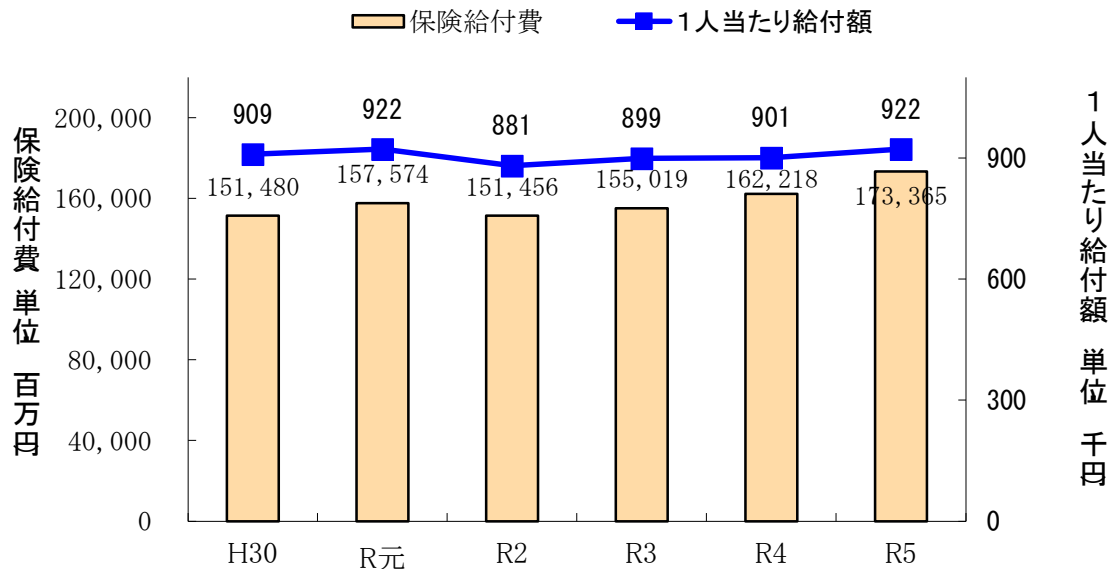
特別会計事業費、被保険者数の推移は、次のとおりである。



(注)被保険者数は、当該年度の毎月末の被保険者数の平均である。

エ 保険給付費及び被保険者1人当たり給付額の推移

保険給付費、被保険者1人当たり給付額の推移は、次のとおりである。



4 財産の状況

(1) 基金

ア 財政調整基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 5 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	51,035	16,643	0	67,678

増 (1,664 万 3 千円) は繰越金及び利子収入を積み立てたもの。

イ 後期高齢者医療給付費準備基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 5 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	3,771,033	954	846,660	2,925,327

増 (95 万 4 千円) は利子収入を積み立てたもの。減 (8 億 4,666 万円) は医療給付費等の財源として取り崩したもの。

(2) 物 品 (1 品 100 万円以上)

特別会計

ストレージサーバー一式

(単位: 式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 5 年 度 末 現 在 高
		増	減	
事務用機器	1	0	0	1

第6 審査意見

1 一般会計について

一般会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ5億8,517万円に対し、歳入5億8,517万8千円（前年度比2,721万9千円、4.88%）、歳出5億6,899万3千円（同比2,767万6千円、5.11%）と、歳入歳出ともに前年度比増となっている。歳入では市町共通経費負担金が3,187万5千円増加しており、歳出では総務費が220万9千円、民生費が2,544万6千円増加している。

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は1,618万5千円（同比△45万7千円、△2.75%）と黒字になったが、この額については、財政の健全な運営に資するためとして財政調整基金に積み立てることとしている。

令和5年度の実質収支額は、昨年度から45万7千円の減額となり、黒字幅は減少している。事務的経費であるこの一般会計は、市町の負担金を財源としていることから、多額の黒字を発生させないように、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたい。

2 後期高齢者医療特別会計について

特別会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ1,782億9,184万5千円に対し、歳入は1,762億9,339万7千円（同比94億4,850万9千円、5.66%）、歳出も1,762億9,339万7千円（同比109億7,869万9千円、6.64%）と同額である。これは医療費の急増により歳入不足が生じたため、医療給付費準備基金から6億3,572万5千円を繰り入れた結果であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は0円となっている。

なお、令和6年度には国・県・市町への返還金と支払基金・市町からの追加交付金を見込んでおり、この精算によって、さらに4億1,505万円を医療給付費準備基金から繰り入れる予定である。また、能登半島地震の被災者に対する一部負担金の支払猶予の措置については、本広域連合が2億4,649万4千円を立て替えている状況であり、この立て替え分は、令和6年度に特別調整交付金及び被保険者の納付により充当される。したがって令和5年度の実質的な収支は、これら基金から繰り入れる額から、一部負担金猶予額を差し引いた8億428万1千円の赤字である。

特別会計の決算をみると、歳入歳出ともに前年度比増となっている。

歳入では、医療費の急増に伴って、市町・国・県支出金が51億5,673万3千円、支払基金交付金が50億4,082万9千円増加したことが主な要因となっている。なお、諸収入において、自己負担割合の修正による医療費返納金等の収入未済額が、499万円と前年度より増加しており、公正公平の観点から適正な債権管理に努めるとともに、収入未済額の更なる縮減に向けて一層努力されたい。

歳出においては、団塊の世代が移行してきたことで被保険者数が前年度より6,800人ほど増加し約19万2千人となったこと、及び新型コロナウイルス感染症の受診抑制が緩和され、1人当たりの給付額が大幅に増えたことで医療費が急増した。また、令和6年能登半島地震による傷病の増加と、それに対する一部負担金の猶予なども加わり、歳出総額の98%を占める保険給付費は1,733億6,590万円と、前年度比で111億4,777万1千円（同比6.87%）と大幅に増加した。

今後については、被保険者数の急増は一段落するものの、高齢化率は引き続き

上昇しており、医療費の増嵩は避けられないため、健康増進事業の拡充とレセプト点検の強化による医療費の適正化に、より一層取り組まれない。

3 むすび

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約 4 割が現役世代の負担する支援金によって賄われているが、令和 5 年度の制度改正によって「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるよう見直しがかげられた。また、出産一時金に必要な費用のうち 7%を後期高齢者の保険料から支援することとなり、全ての国民が年齢に関わりなく医療保険制度を公平に支え合う仕組みが設けられたところである。

これを受け、本広域連合においても、前回の保険料率の改定に続き、令和 6・7 年度についても保険料の引上げを行い、財政基盤の強化を図っている。令和 5 年度の収支では、医療給付費準備基金を大きく取り崩すこととなったものの、今後の医療費の増加に備えては、再度、基金への積立は必須である。このため 6・7 年度の収支状況を鑑みてではあるが、次回の改定作業においても必要な保険料賦課額を算定する中で、適正な水準とされる医療給付費準備基金の確保に努められたい。

なお、今年 12 月からは、現行の保険証が廃止され、マイナ保険証に移行することである。現行の保険証は来年 7 月までは有効ではあるものの、マイナ保険証を持たない被保険者には「資格確認書」を交付するとあって、現場では混乱も予想される。今後も国の対応方針を注視し、市町や関係機関と緊密な連携を図ることで、後期高齢者へ適切に医療給付が行われるよう、円滑な制度運営に努められたい。